



市 章

大津市公報

令 和 6 年 10 月 1 日
号 外 (第 57 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 67 大津市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 68 大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則…………… 1

○ 訓 令

- 4 大津市事務決裁規程の一部改正…………… 1

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第67号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「施設支援係 土地造成係」を「土地造成係」に改め、同条第4項中「設備室」を「設備室 施設支援室」に改める。

第2条の2第2項中「及び設備室」を「、設備室及び施設支援室」に改める。

第3条第1項建設部の表建築課施設支援係の項を削り、同課土地造成係の項第2号中「及び設備室」を「、設備室及び施設支援室」に改め、同条第3項の表設備室の項の次に次のように加える。

施設支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市有建物の定期点検に関すること。 (2) 市有建物の維持管理の技術的支援に関すること。 (3) 建築保全業務積算システムの管理に関すること。 (4) 公共施設の包括管理業務に関すること。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第68号

大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

大津市児童手当法施行細則（昭和56年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「里親等又は施設設置者」を「施設等受給者」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第4号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第16条第7項に次の1号を加える。

(34) 施設支援室 建築課長

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。